

# 平成30年度第1回ドーンセンター利用者団体登録の募集について

いつもドーンセンターをご利用いただきありがとうございます。  
大阪府立男女共同参画・青少年センター〈ドーンセンター〉では、利用促進と利用者間の交流を図ることを目的として、「利用者団体登録制度」を設けています。第1回の募集を平成30年5月15日（火）より、以下のとおり行います。詳しくは2階総合受付までお問い合わせください。

（どんな団体が登録できるの？）

登録できるのは、男女共同参画社会の促進に資すること、または青少年の健全な育成に資することを目的とするもので、次の要件を満たす団体です。

- （1）ドーンセンターにおいて定期的に上記目的に資する活動をしており、活動実績が1年以上あるもの  
（登録を受けようとする団体名でセンターを利用して年4日以上の実績を有するもの）
- （2）会則、事業概要、体制（責任者等が定まっているなど）が明確であり、会則及び事業概要から上記目的に資することが判断できるもの
- （3）営利活動、特定の宗教を布教する活動又は特定の政党・政策を支援する活動を目的としないもの
- （4）主として大阪府内で活動しているもの

（登録団体にはどんな特典があるの？）

- （1）施設の優先予約  
施設の予約に係る抽選について、一般抽選会の前日に行う優先抽選会に参加できます。
- （2）グループロッカーの貸与  
希望者には、地下1階に設置しているロッカーを無料で貸し出します。  
（ただし、毎年度ごとに更新します。また、希望者多数の場合は抽選になります。）
- （3）施設申込書の目的内容記載省略  
利用者団体登録申請時にご登録いただいた利用内容でドーンセンターの施設を利用する場合は、施設申込書の「利用目的及び内容」欄への記載を省略することができます。

（登録団体にはどんな責務があるの？）

- （1）登録団体は、毎年度終了後30日以内に、前年度の「活動実績報告」を提出する
- （2）登録団体相互の交流を図るとともに、ドーンセンターの事業に積極的に参加するように努める

（登録期間は？）

平成30年6月通知日～平成31年3月31日

＜申請方法・提出書類＞

下記①～⑤の申請書類一式をご提出ください。（郵送可）

（申請書は2階総合受付でお渡ししています。書類漏れ等は審査対象となりませんのでご注意ください。）

- ① 申請書（様式第1号）
- ② 団体の会則等の写し
- ③ 役員名簿（役員以外の方が施設の利用申込みをされる場合は、その方のお名前もご記入ください。）
- ④ 収支を記した書面（申請日の直近に作成されたもの）
- ⑤ 事業概要を記した書面（申請日の直近に作成されたもの）

**《申請書提出締め切り 平成30年6月10日（日）必着》**

締め切り後、利用者団体登録審査委員会にて審査のうえ結果をご連絡します。

指定管理者 ドーン運営共同体